

くらしの安心情報

富山県消費生活センターに寄せられた“転売ビジネス”の相談事例として、
令和3年3月25日の北日本新聞に紹介して注意喚起を行っています。

SNSの広告を見て副業サイトに登録した。昨日、業者から電話で勧誘をされて、転売ビジネスのサポート契約をしたが、クーリング・オフできるでしょうか…。

◆相談内容◆

【相談者 20代 女性】

スマホのSNS広告から副業サイトに登録しました。昨日、業者から、「簡単に儲かる転売ビジネスがあり、サポートをする。万一、儲からない場合は全額返金保証をする」と電話勧誘をされ、約10万円の転売ビジネスのサポート契約をしました。

あとでよく考えると、不審に思えてなりません。クーリング・オフできるでしょうか…。

●対処方法●

インターネット通販等で仕入れた商品をフリマサイト等で販売する「転売ビジネス」に関する相談が寄せられています。広告などでは、簡単に高収入が得られると強調されていますが、指示どおりにしても必ず利益が出るわけではありません。

業者や友人等からのうまい話は安易に信用せず、不審に思ったら「契約しない」ときっぱり断りましょう。

(※)電話勧誘販売であれば、契約書面を受取った日から8日間は、無条件で契約解除ができます。
期間が過ぎても、勧誘方法や契約内容に問題があれば解約できる場合があります。

- 相談者には、電話で勧誘された転売ビジネスのサポート契約は、クーリング・オフ (※) ができるので、業者にクーリング・オフ通知を送付するよう助言しました。
- 転売ビジネスは業者に支払うサポート料のほか、商品仕入れのための資金や販売手数料、送料等が必要となります。仕入れた商品がすべて第三者に買ってもらえる保証もないので、注意が必要です。

不審に思ったり、万トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)

大丈夫かしら
怪しいわ…



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は… TEL:076-432-9233（消費生活相談） FAX:076-431-2631
076-433-3252（消費者金融・多重債務相談）
高岡支所 0766-25-2777（消費生活相談、消費者金融・多重債務相談）
FAX:0766-25-2890